

平成 28 年度「三重県の食に関する取組について」e-モニターアンケート実施報告書

「三重県の食に関する取組について」のアンケートの実施結果を、下記のとおりご報告いたします。

アンケートにご協力いただきました e-モニターの皆様には厚くお礼を申し上げます。
結果につきましては、今後の取組に活用させていただきます。

アンケート概要

- 1 実施期間 平成 28 年 11 月 4 日（金）から 11 月 22 日（火）まで
- 2 対象者数 1,362 人
- 3 回答数 938 人
- 4 回答率 68.9 %
- 5 回答者属性

【性別】

	男性	女性
回答者数	460 人	478 人
構成比	49.0%	51.0%

【年齢階層別】

	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳代以上
回答者数	65 人	201 人	241 人	207 人	176 人	48 人
構成比	6.9%	21.4%	25.7%	22.1%	18.8%	5.1%

【地域別】

	北勢	中南勢	伊勢志摩	伊賀	東紀州
回答者数	462 人	244 人	114 人	85 人	33 人
構成比	49.3%	26.0%	12.1%	9.1%	3.5%

北勢：四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、いなべ市、木曾岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町

中南勢：津市、松阪市、多気町、明和町、大台町

伊勢志摩：伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町

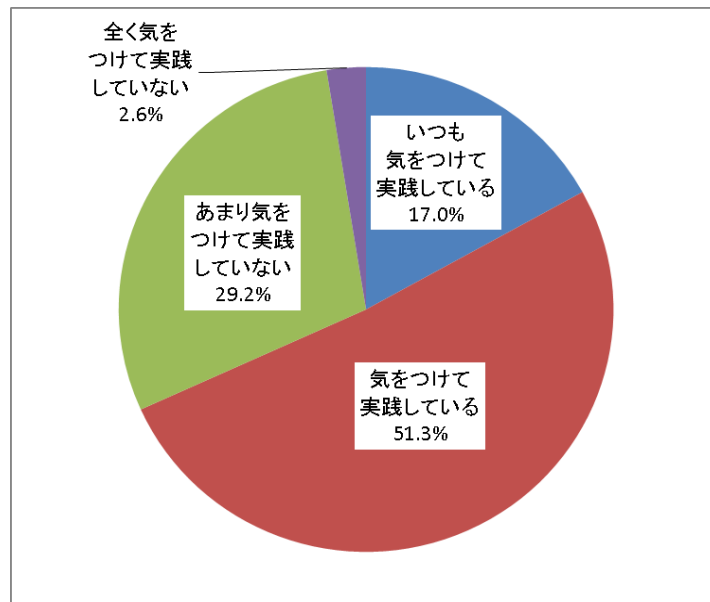
伊賀：名張市、伊賀市

東紀州：尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町

アンケート結果

Q1 健康を意識した食生活の実践について

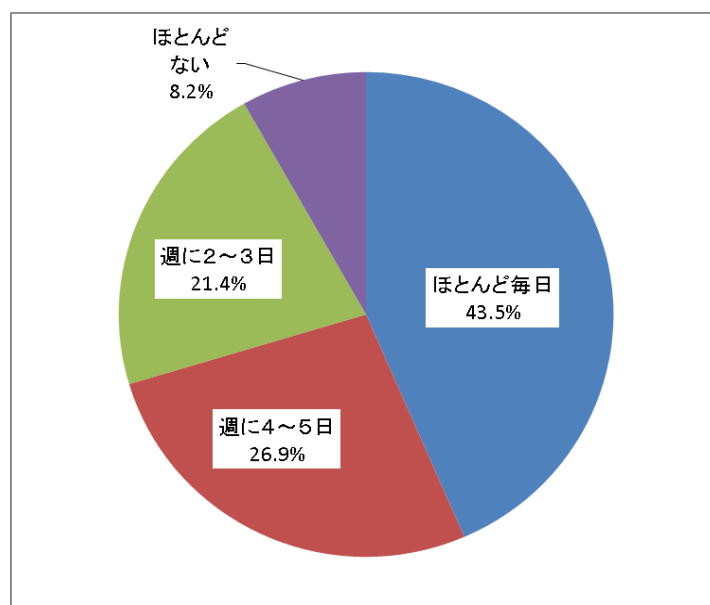
生活習慣病の予防や改善のために、あなたはふだんから適正体重の維持や減塩などに気をつけた食生活を実践していますか。あてはまるものを1つ選んでください。



健康を意識した食生活を実践しているかについて聞いた結果、「いつも気をつけて実践している」「気をつけて実践している」と答えた方が640人(68.2%)、「あまり気をつけて実践していない」「全く気をつけて実践していない」と答えた方は298人(31.8%)でした。

Q2 バランスよく食べることについて

主食（ごはん、パン、麺類などの料理）、主菜（魚介類、肉類、卵類、大豆・大豆製品を主材料にした料理）、副菜（野菜類、海藻類、きのこ類を主材料にした料理）の3つを組み合わせる食べることが1日に2回以上あるのは週に何回ありますか。あてはまるものを1つ選んでください。



バランスよく食事するかどうかについて聞いた結果、「ほとんど毎日」と回答された方が、408人(43.5%)で、「週に4~5日」と回答された方が252人(26.9%)でした。週の半分以上の日で主食、主菜、副菜の3つを組み合わせる食べることが1日に2回以上ある方が660人(70.4%)と全体の7割程度を占めていました。

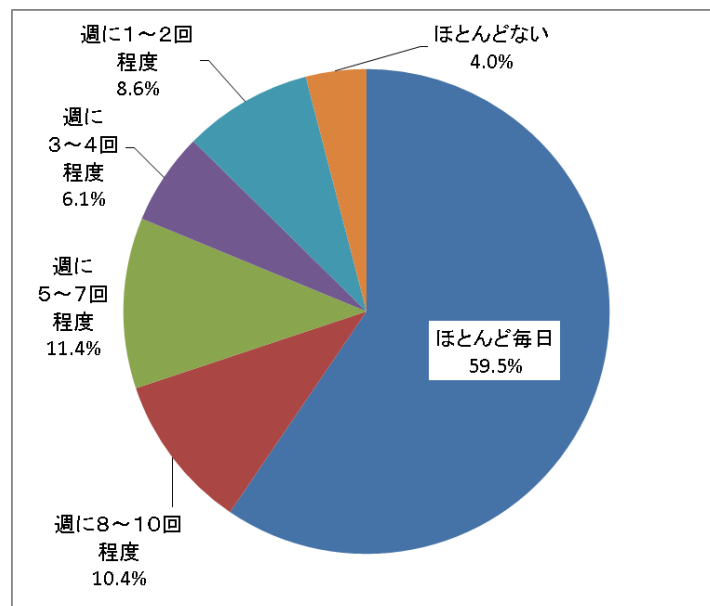
Q3 家族との食事について

同居家族がいらっしゃる方にお聞きします。

家族と一緒に食事をする機会は何の程度ありますか。あてはまるものを1つ選んでください。

※家族数は問いません。

※朝食および夕食の場合でお答えください。(1週間で総数14回になります。)



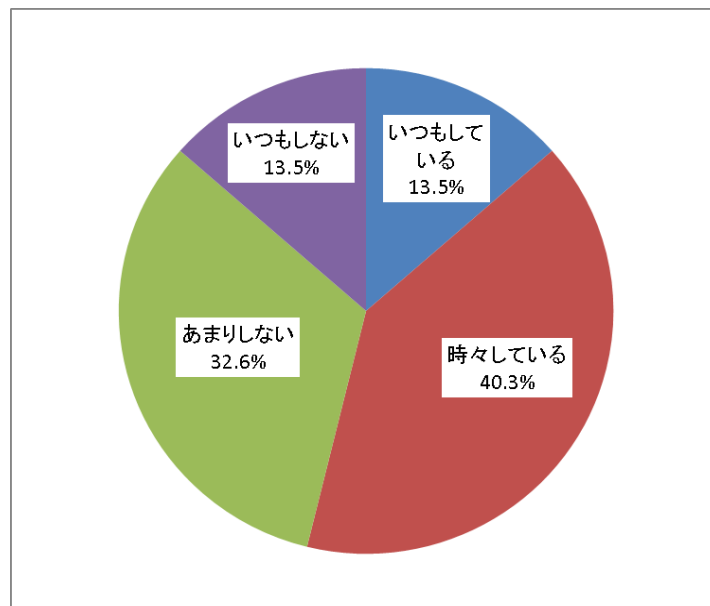
家族と一緒に食事をする機会について聞いた結果、「ほとんど毎日」と回答された方が、533人(59.5%)で、「週に8~10回程度」と回答された方93人(10.4%)を合わせると626人(69.9%)とほぼ7割を占めました。平成23年度のe-モニターアンケートでは「週に8~10回程度」以上と回答された方は62.0%であり、家族と一緒に食事をする方が増えました。

Q4 栄養成分表示について

栄養成分表示が平成27年4月から義務化(経過措置期間は平成32年3月31日まで)となりましたが、ふだん食品を購入する時に、栄養成分の表示を参考にしていますか。

あてはまるものを1つ選んでください。

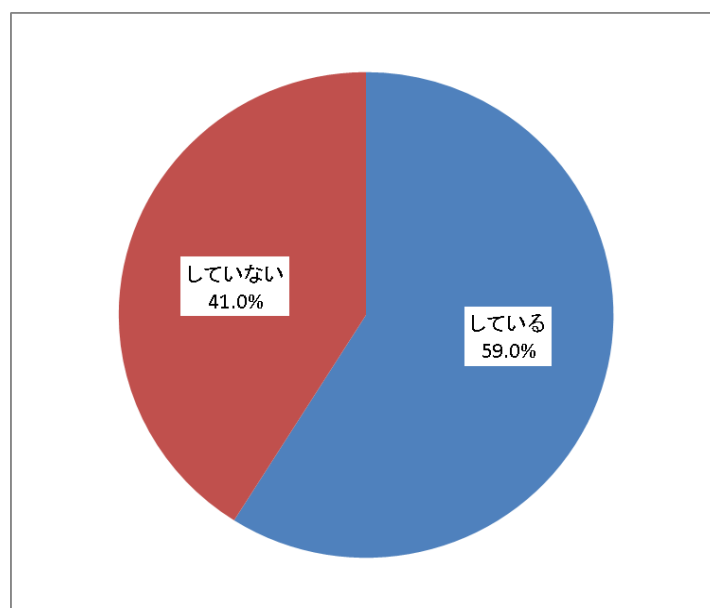
※栄養成分表示とは、食品などに含まれるエネルギーやたんぱく質、脂質、炭水化物、塩分などの栄養分量を、パッケージやメニューなどに表示したものを指します。



食品を購入する時に栄養成分表示を参考にしているかについて聞いた結果、「いつもしている」と回答の方が127人(13.5%)でした。「時々している」と回答した人378人(40.3%)を合わせると半数以上の方が参考にしていました。

Q5 非常用の食料について 1

あなたの世帯では、災害時に備えて非常用の食料を用意していますか。

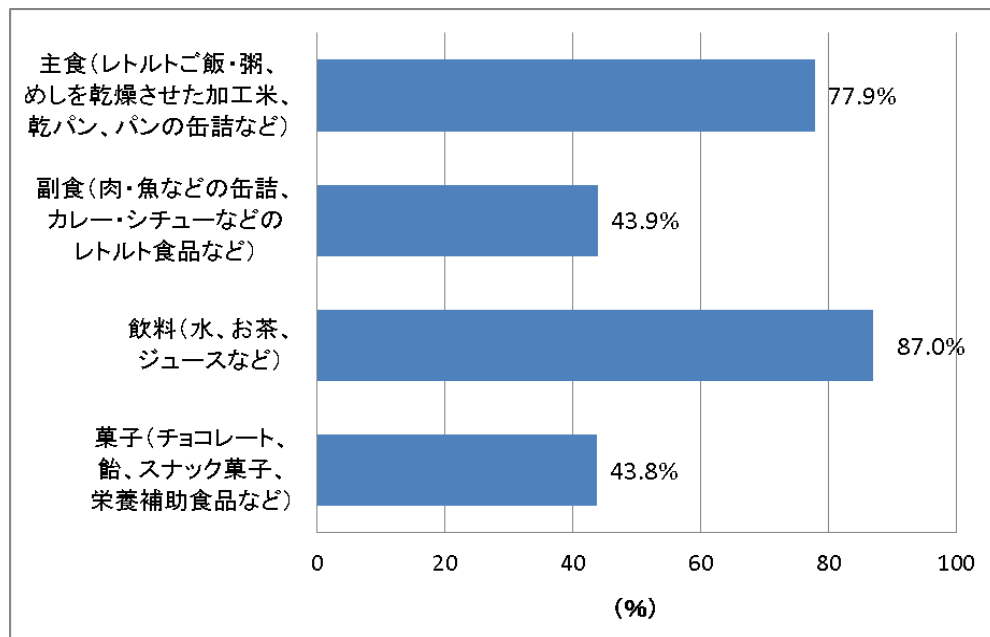


災害時に備えて非常用食料を用意しているかについて聞いた結果、「している」と回答された方が553人(59.0%)でした。平成23年度の県民健康・栄養調査(回答数1,073人)では52.3%の方が「している」と回答されており、今回わずかに増えました。

Q6 非常用の食料について 2

Q5で「している」とお答えの方にお聞きします。

非常用食料としてどんなものを用意していますか。あてはまるものをすべて選んでください。

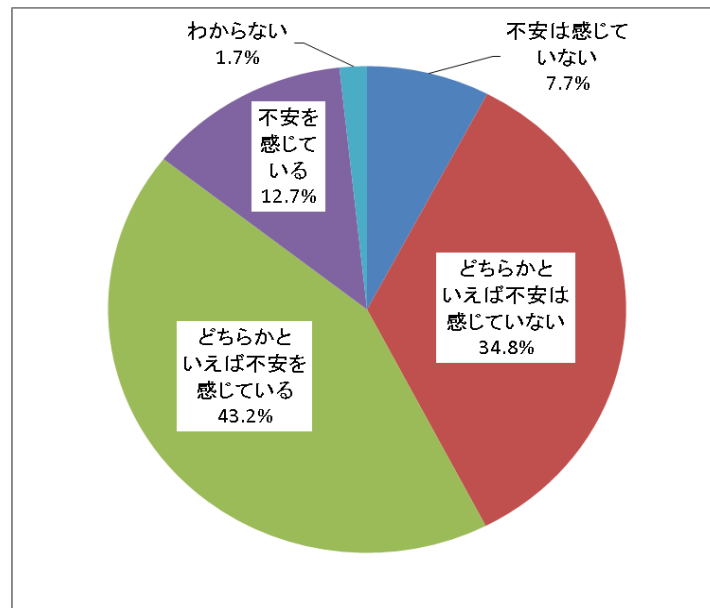


災害時に備えて非常用食料を用意していると回答された方553人のうち、非常用食料として用意しているものについては、「飲料」と回答された方が481人(87.0%)で一番多く、その次に「主食」が431名(77.9%)でした。

平成23年度の県民健康・栄養調査では、「飲料」と回答された方が89.1%、「主食」と回答された方が69.7%であり、「主食」を用意している方が増えていました。

Q7 食品の安全性について

あなたは、食品の安全性についてふだんどう感じていますか。あてはまるものを1つ選んでください。

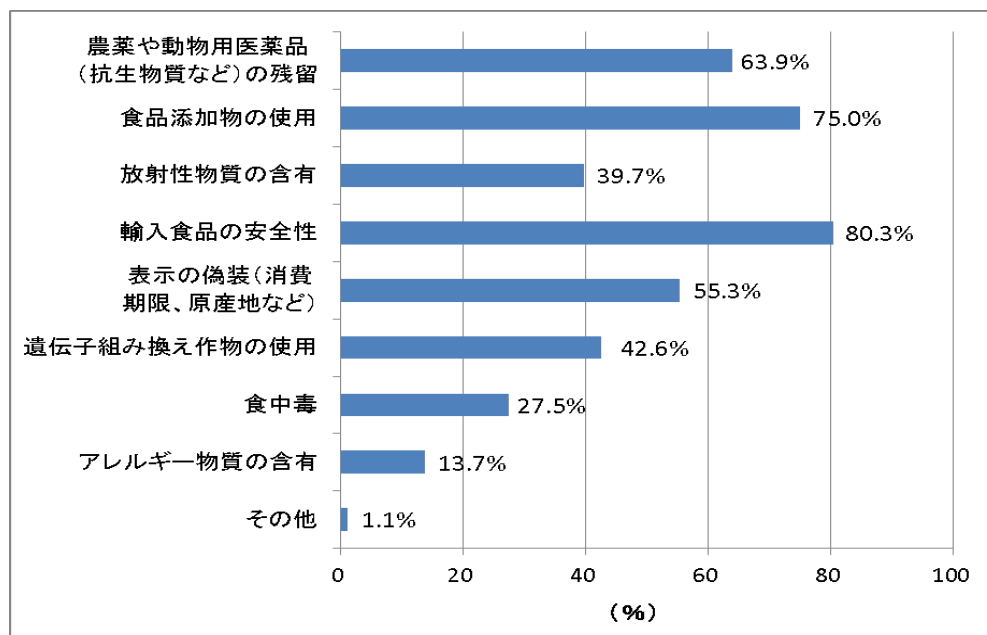


食品の安全性について聞いた結果、「どちらかといえば不安を感じている」「不安を感じている」と回答された方が524人(55.9%)、「不安は感じていない」「どちらかといえば不安は感じていない」と回答された方が398人(42.4%)でした。

昨年度のe-モニターアンケートの結果と比べると、「どちらかといえば不安を感じている」「不安を感じている」人の割合は減り(H27年度は62.8%)、「不安は感じていない」「どちらかといえば不安は感じていない」人の割合が増えました(H27年度は35.3%)。

Q8 不安を感じる理由について

Q7で「どちらかといえば不安を感じている」「不安を感じている」とお答えの方にお聞きします。あなたは、食品の安全性について、どのような不安を感じていますか。あてはまるものをすべて選んでください。



食品の安全性について、「どちらかといえば不安を感じている」「不安を感じている」と回答された方 524 人に、どのような不安かについて聞いた結果、「輸入食品の安全性」と回答された方が 421 人（80.3%）、「食品添加物の使用」と回答された方が 393 人（75.0%）、「農薬や動物性医療品（抗生物質など）の残留」と回答された方が 335 人（63.9%）でした。

昨年度の e-モニターアンケートの結果と比べると、「輸入食品の安全性」（H27 年度は 86.6%）「食品添加物の使用」（H27 年度は 76.2%）「農薬や動物性医療品（抗生物質など）の残留」（H27 年度は 65.4%）と回答された方が、引き続き今年度も上位を占めました。

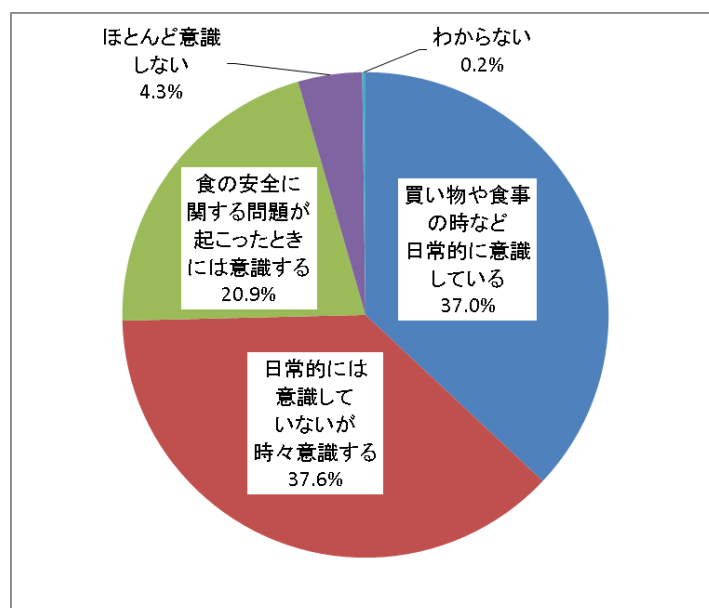
「その他」の回答では、以下のような意見がありました。

- ・異物混入。
- ・基本三重県産の野菜果物肉を心掛けているが魚はほぼ無理。
- ・表示義務のない原料の産地。
- ・輸入牛肉の危険部位の混入（狂牛病）。
- ・厳しいことを申しますと、三重県は食品偽装で全国に知られましたし、食品の安全対策とその PR にもっと力を入れていかねばならないと考えています。

Q9 食の安全に関する意識について

あなたは、どのような時に食の安全について意識しますか。

あてはまるものを 1 つ選んでください。



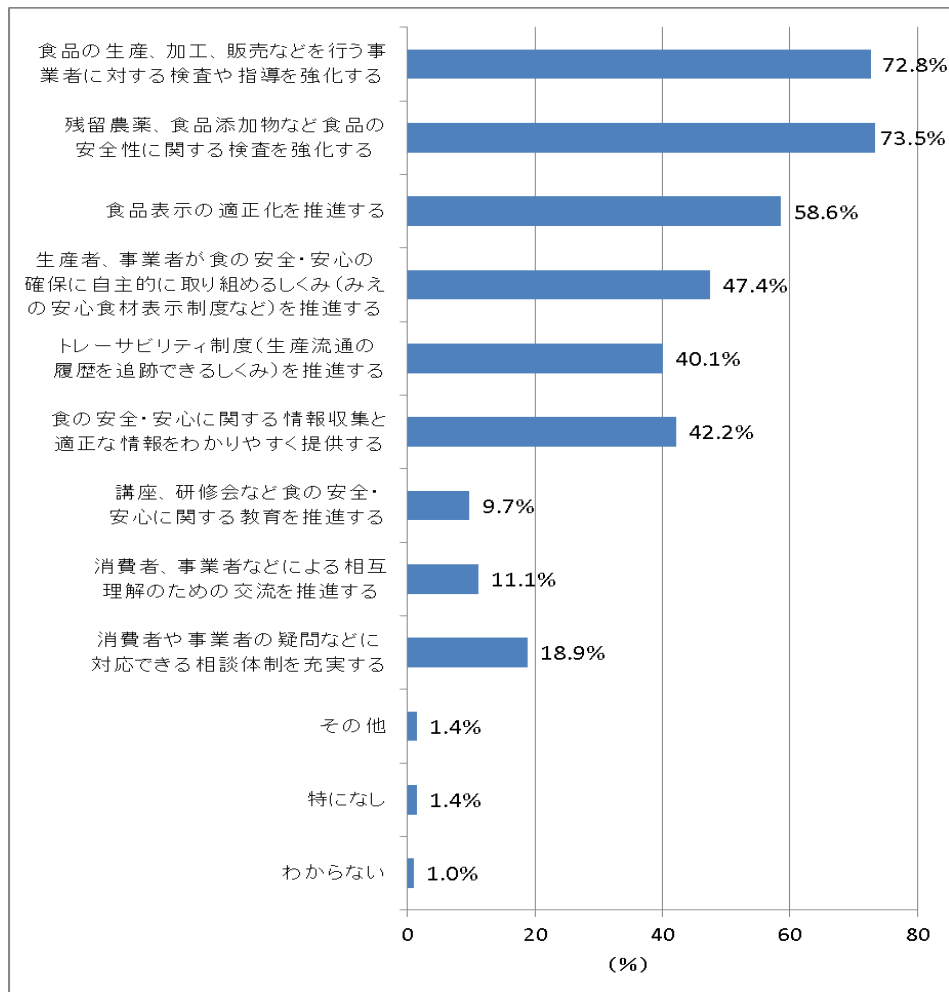
食の安全を意識するのはどのような時かについて聞いた結果、「日常時には意識していないが時々意識する」と回答された方が 353 人（37.6%）、「買い物や食事の時など日常的に意識している」と回答された方が 347 人（37.0%）でした。

昨年度の e-モニターアンケートの結果と比べると、「日常時には意識していないが時々意識する」（H27 年度は 31.9%）人の割合が増え、「買い物や食事の時など日常的に意識している」（H27 年度は 43.0%）人の割合が減りました。

Q10 食の安全・安心のために行政（国、県、市町）に期待する取組について

あなたが食品の安心を得るために、行政に期待する取組はどれですか。

あてはまるものをすべて選んでください。



食の安全・安心のために行政に期待する取組について聞いた結果、「残留農薬、食品添加物など食品の安全性に関する検査を強化する」と回答された方が689人（73.5%）、「食品の生産、加工、販売などを行う事業者に対する検査や指導を強化する」と回答された方が683人（72.8%）、「食品表示の適正化を推進する」と回答された方が550人（58.6%）でした。

昨年度のe-モニターアンケートの結果と比べると、「残留農薬、食品添加物など食品の安全性に関する検査を強化する」「食品の生産、加工、販売などを行う事業者に対する検査や指導を強化する」「食品表示の適正化を推進する」の回答が今年度も上位を占めました。

「その他」の回答では、以下のような意見がありました。

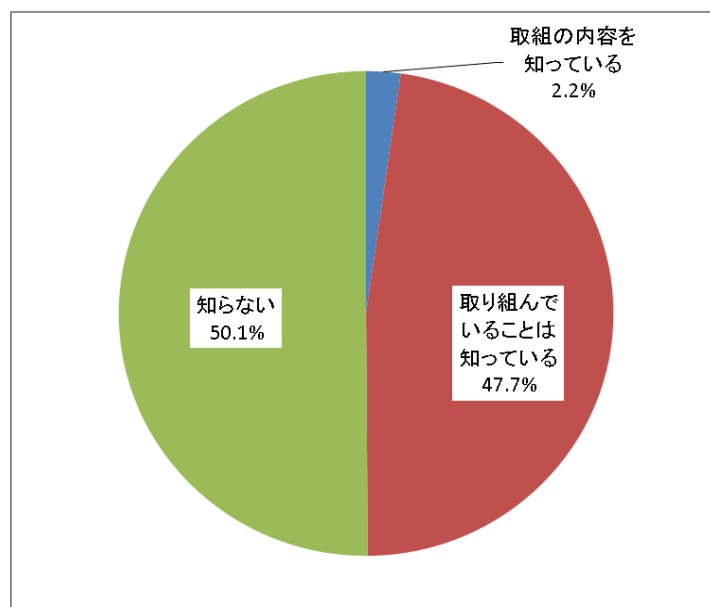
- ・無農薬、無添加の商品を扱うお店を援助してほしい。
- ・みんなが食するものですがただそれだけ。
- ・EUのように食品の取り決めをもっと厳しくする。
- ・生活習慣病と食品の関係で、体内に悪い影響を及ぼす原料は国の責務として直ちに使用禁止としてもらいたい。果糖ブドウ糖液糖など。
- ・そもそも安全でない食品が出回っているのかどうか問題だと思う。安全でない食品、安心出来ない食品はどのようなものを示して欲しい。
- ・廃棄食品の流通を未然に防止する。
- ・三重県内で生産するようにする。

- ・違反があった時の罰則強化。
- ・輸入品に対する県による監査。
- ・危険が予想される農薬や添加物の生産を抑制する。また、消費者が虫食いや虫に異常に反応するなど、意識改革が必要。きれいな野菜は農薬の過剰使用を伴うことの認識が必要。
- ・三重は、松阪牛や伊勢茶、伊勢えびなどに限らず、食材をアピールすることが多い県ですので、それに応じて、食品の安全性を全国に率先して徹底・アピールすべきと考えています。他県よりも行政の監視が厳しいことを売りにしてもよいと思います。
- ・海外からの輸入製品等に対しては特に厳正に調査・検査を促し表示を法的に義務付ける。
- ・ネットで相談できればいい。

Q11 食の安全・安心確保のための行政（国、県、市町）の取組について

あなたは、食の安全・安心確保のために、現在行政が取り組んでいる具体的な取組をどの程度ご存知ですか。あてはまるものを1つ選んでください。

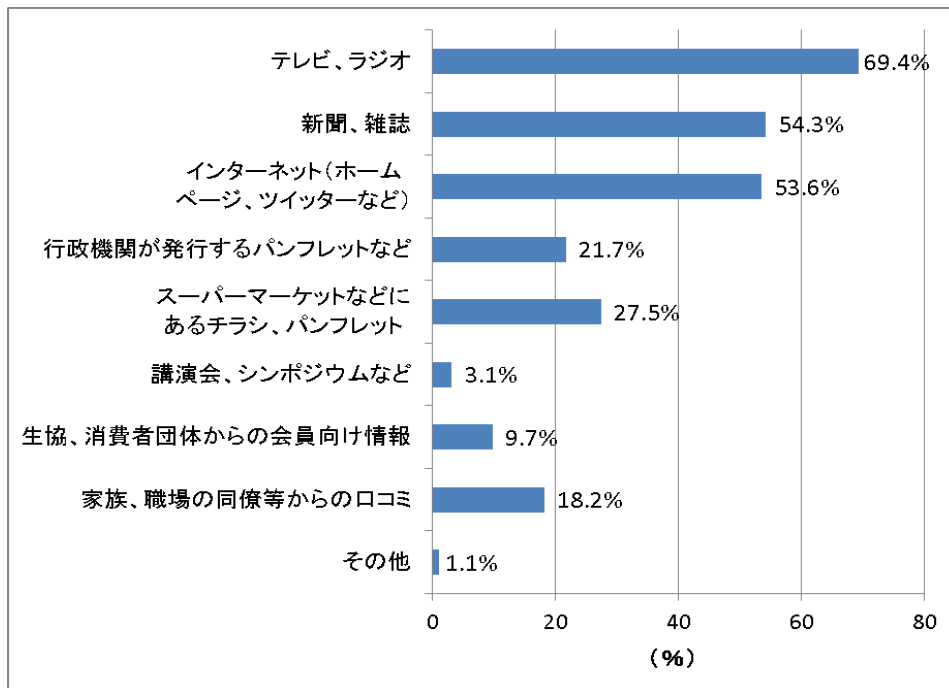
※具体的な取組内容は、Q10の選択肢を参考にしてください。



食の安全・安心確保のための行政の取組について聞いた結果、「取り組んでいることは知っている」と回答された方が447人（47.7%）でした。「取組の内容を知っている」と回答された方21人（2.2%）と合わせると468人（49.9%）となり、昨年度のe-モニターアンケートと比べると、「取組の内容を知っている」「取り組んでいることは知っている」と回答された方の割合（H27年度は47.7%）が、若干増えました。

Q12 食の安全・安心に関する情報を得る手段について

あなたは、食の安全・安心に関する情報について、どのような方法で得ていますか。
あてはまるものをすべて選んで下さい。



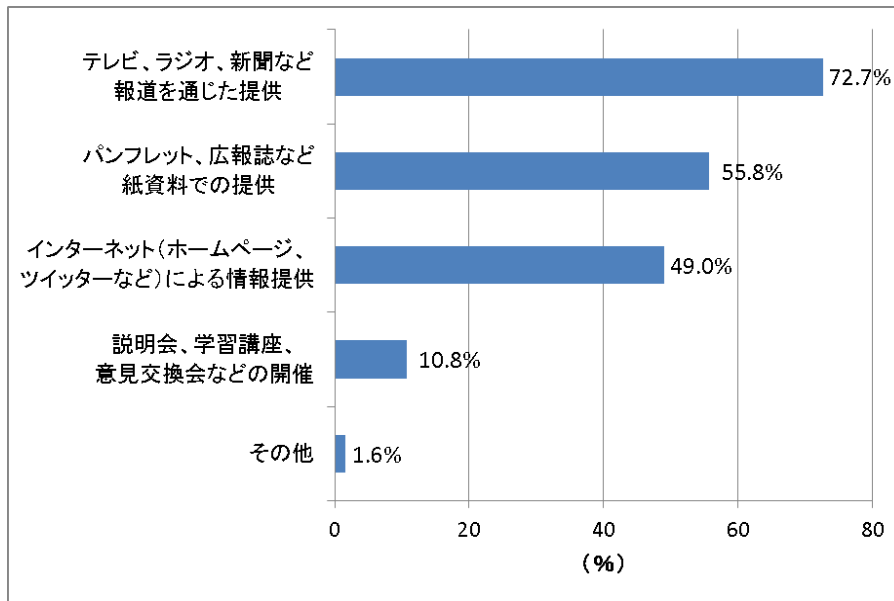
食の安全・安心に関する情報を得る手段について聞いた結果、「テレビ、ラジオ」と回答された方が651人(69.4%)、「新聞、雑誌」と回答された方が509人(54.3%)「インターネット(ホームページ、ツイッターなど)」と回答された方が503人(53.6%)でした。

「その他」の回答では、以下のような意見がありました。

- ・書籍、専門書。
- ・購入物の表示。
- ・各食品の表示(安心食材表示・有機等)。
- ・友人。
- ・学校で習った。
- ・大学教員・研究者での情報交換。
- ・特になし。

Q13 県が行うべき食の安全・安心に関する情報提供の取組について

今後、あなたが進めてほしいと思う食の安全・安心に関する県の情報提供の取組は何ですか。
あてはまるものを3つまで選んで下さい。



県が行うべき食の安全・安心に関する情報提供の取組について聞いた結果、「テレビ、ラジオ、新聞など報道を通じた提供」と回答された方が682人(72.7%)、「パンフレット、広報誌など紙資料での提供」と回答された方が523人(55.8%)、「インターネット(ホームページ、ツイッターなど)による情報提供」と回答された方が460人(49.0%)でした。

「その他」の回答では、以下のような意見がありました。

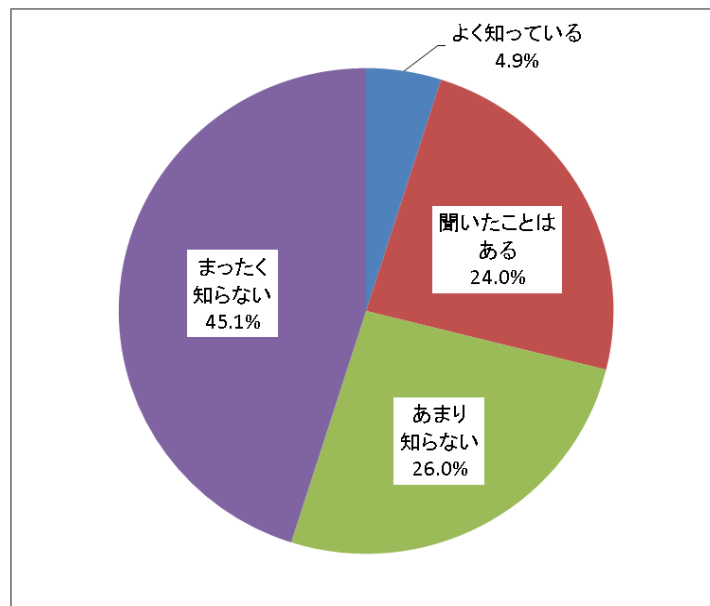
- ・ 残留農薬、添加物、放射性物質などの検査を三重県独自で行った、又は無農薬で化学肥料無使用で作られたというマークを作り、トレーサビリティの番号か何かと共に表記していく。当地野菜の強化。
- ・ 購入するスーパーなどで売場で表示物などを使って実際購入する時なら意識しやすいと思います。
- ・ 販売店のポップ等の掲示。
- ・ 義務教育内での定期講座の推進。
- ・ 各食品の表示。
- ・ 食品表示の不正情報。
- ・ スーパーの地産地消コーナーにパンフレットを置く。
- ・ 地域イベント。
- ・ 事業者への指導、監視等。
- ・ 三重県のPR広告。
- ・ 店頭で目の前の食品についてどれだけの取り組みがなされているかがわかれば購入の目安になる。
- ・ わからない、特になし。

Q14 米トレーサビリティ法の認知度について

「米トレーサビリティ法」を知っていますか。あてはまるものを1つ選んでください。

※米トレーサビリティ法とは

正式名称を「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」といい、問題が発生した場合などに、流通ルートを速やかに特定するため、米穀事業者に、米穀等の取引等の記録を作成・保存すること、産地情報を取引先や消費者に伝達することを義務付ける法律です。



米トレーサビリティ法の認知度について聞いた結果、「よく知っている」「聞いたことはある」と回答された方が271人(28.9%)でした。昨年度のe-モニターアンケートと比べると、「よく知っている」「聞いたことはある」と回答された方の割合が増えました(H27年度は26.8%)。

(注) グラフ上の割合は、小数点第2位以下を四捨五入しているため、100%にならない場合があります。